

保健福祉施策に関する提言・要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 生活保護制度について、社会経済構造の変化に適応した抜本的な制度改革に取り組むこと。
- (3) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、老齢加算の復活、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化等に適応した制度改正を着実に進めること。
- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (5) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の生活保護受給者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (6) 生活福祉資金貸付制度について、地域の実情等を踏まえた適切な運用方策を検討すること。
- (7) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設から退所した後の住居費・生活諸費を就職支度費に加算することについて、検討すること。
- (8) 被保護者とのボーダーライン層にある者や就労可能な被保護者を対象とする、自立・就労に向けた効果的かつ集中的な支援の仕組みについて検討すること。
- (9) 生活保護申請者及び被保護世帯が急増していることにかんがみ、相談支援体制の更なる整備を図るとともに、円滑な事務処理体制の確保等に係る緊急的な財政措置を講じること。
- (10) 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定について、身体障害者と同様に、障害基礎年金の受給権を有する場合は、精神障害者福祉手帳又は国民年金証書のいずれかにより行うよう改善すること。

2. 福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を踏まえた十分かつ適切な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など当該実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度の在り方について、速やかに検討を行うとともに、高齢化した被爆者の現状にかんがみ、より一層速やかな審査に努めること。

5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。

6. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

7. 無料低額宿泊所の適正な設置運営を図るため、社会福祉法を改正し、その設置については届出制から許可制に改めること。

また、開設後の運営についても、実効性のある就労支援及び自立に向けた基準の設定等を図ること。